



宮崎県公報

平成19年7月9日(月曜日) 第1894号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

告示	頁
○生活保護法に基づく施術者の指定(2件)……(国保・援護課) 1	
○道路の区域の変更……(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始……() 1	
○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出……(会計課) 1	

公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見(2件)……(地域産業振興課) 2	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……() 2	
○公共測量の実施の通知……(管理課) 2	
正誤	
○平成19年6月21日付け県公報(第1889号)中…… 2	

告示

宮崎県告示第597号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成19年7月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

氏名(名称)	所在地	指定年月日
中俣 達也 (東都城指圧鍼灸院)	北諸県郡三股町稗田55-16	平成19年7月1日

宮崎県告示第598号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成19年7月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

氏名(名称)	所在地	指定年月日
中俣 達也 (NTT整骨院)	北諸県郡三股町稗田55-16	平成19年7月1日

宮崎県告示第599号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年7月9日から平成19年7月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年7月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
104	県道	霧島公園小林線	小林市大字細野字登立4360番4地先から同市同大字同字4372番5地先まで	旧	7.6 ~ 9.6	259.2
				新	10.6 ~ 12.5	

宮崎県告示第600号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年7月9日から平成19年7月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年7月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
104	県道	霧島公園小林線	小林市大字細野字登立4360番4地先から同市同大字同字4372番5地先まで	平成19年7月9日

宮崎県告示第601号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和二十九年宮崎県規則第十一号)第十一條第五項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり届書の届出があった。

平成十九年七月九日

宮崎県知事 東国原 英 夫

変 更 前		変 更 後		変 更 年月日
売りさばき をする場所	人の名称	売りさばき をする場所	人の名称	
都城市蔵原 町五街区一 号 柿園 銃砲店内	社団法人宮 崎県猟友会	都城市太郎 坊町六八三 七番地二	社団法人宮 崎県猟友会	平成十九 年六月一 十一日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク中央通店
宮崎市中央通3番42号

2 意見の概要

特になし

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所

(2) 期間

平成19年7月9日から平成19年8月9日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、高鍋町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス高鍋店
児湯郡高鍋町大字上江字下小路後 868番 外

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

ア 駐車需要の充足等交通に係る事項

(ア) 駐車場出口には「止まれ」等の道路標示をし、消耗等を定期的に調査し適正に管理すること。

(イ) 路上駐車や路上駐輪とならないよう、看板や警備員等により注意をうながすこと。

イ 歩行者の通行の利便の確保等

(ア) 敷地出入り口付近は、道路通行者、歩行者に配慮し、通行の妨げや視界の妨げになる工作物は設置しないこと。

(2) 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のため配慮すべき事項

ア 騒音の発生等に関する事項

(ア) 隣接して住家があるので、法令等遵守のうえ、トラブルが発生しないように留意すること。

イ 廃棄物に関する事項

(ア) ゴミ排出の場合は、高鍋町のゴミ分別、処理方法によること。

(イ) 出来る限りリサイクルに取り組むこと。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所

(2) 期間

平成19年7月9日から平成19年8月9日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン宮崎ショッピングセンター
宮崎市新別府町船戸 750番 1

2 意見の概要

特になし

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所

(2) 期間

平成19年7月9日から平成19年8月9日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局 川内川河川事務所長から次のとおり通知があった。

平成19年7月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 作業の種類

公共測量(河川横断面作成)

2 作業期間

平成19年6月25日から平成20年3月31日まで

3 作業地域

えびの市の川内川水系沿線

正 誤

平成十九年七月十一日(月曜日) 第1894号(第166号) 冊

く	一	二	三	四
1	1	1014	暫定措置法施工例	暫定措置法施行令